

第30回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月25日(木)午前9時55分から午前10時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第47号 非農地証明の結果報告について

第 4 議第171号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 5 議第172号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の移転)

第 6 議第173号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第 7 議第174号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 内谷 新悟、主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第30回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席5番佐々木一宏委員、議席6番新野庄右エ門委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より、内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第47号非農地証明の結果報告についてを、上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

1ページをご覧ください。議第47号非農地証明の結果報告について。申請件数は2件です。(非農地証明について、朗読により説明)以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第171号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

議第171号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の貸貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第171号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、

許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一会長

番号1番について7月13日に牛谷推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、新規就農です。賃借人は、高島町での新規就農者であり、意欲的に営農に取り組むということでの農地の貸し借り申請です。農地の状況から見て10アール借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

3番 後藤 満良委員

町内の新規農業者は、事前に新規就農者の審査会を実施しているが、町外の新規就農者が町内の農地の権利取得の際に、川西町で独自に新規就農者の審査会を開く必要はないのか。

議長 大沼藤一会長

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

借受人は、農地の賃貸借権設定をするため町外(地元)で、先行して新規就農者の審査を受け、認定され農地を取得した者である。川西町としては、耕作証明書(耕作農地面積を把握)を確認し、耕作面積30a要件を満たしており、既に新規就農計画の審査を受けていることから、この経過を尊重し、新規就農者の審査会を経ずに農地法3条の手続きに入ったものである。本総会において許可について審議いただきたい。

議長 大沼藤一

後藤委員へ、事務局の説明で理解できましたか。

3番 後藤満良委員

わかりました。

議長 大沼藤一

それでは、他にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第172号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

議第172号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第172号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号1番について、7月18日に齋藤幸雄推進委員が現地調査しました。今回の申請は相続に伴う経営移譲年金受給継続に係る権利の設定、経営規模拡大です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

4番 新野勝廣委員

はい議長、ただ今の説明で、付記貸人の欄、「相続に伴う経営移譲年金受給継続に係る権利の設定」とは、どのようなことか。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

●●さんは農業者年金の経営移譲年金受給者であり、この度、お父さんの●●さんが亡くなられ、●●さんが父の農地を相続されました。そのため、●●さんと孫の●●さんとの使用貸借契約は自動的に無くなりました。●●さんに農地が相続されたことから、このまま放置すると●●さんが経営を再開したとみられ、経営移譲年金の支給停止要件となるため、相続した農地を他者へ権利設定する必要がありました。

この度の農地法3条の使用貸借権設定は、●●さんが経営移譲年金受給する際に、父・●●さんから孫の●●さんに使用貸借されていた農地を、●●さんが引き続き、経営移譲年金を受給するため、●●さんと●●さんの間で使用貸借権を設定するものです。

議長 大沼藤一

新野委員へ、事務局の説明で理解できましたか。

4番 新野勝廣委員

わかりました。

議長 大沼藤一

それでは、他にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第173号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

7ページをご覧ください。議第173号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第173号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。本事業は、許可後の9月1日に着工予定で、令和2年7月31日に完了する計画です。

農地区分は第1種農地と判断されます。内容は三菱鉛筆株式会社が10名の地権者から農地を譲り受け行う工場建設に伴う農地転用です。許可要件は、農業従事者の就業機会の増大

に寄与する施設で、川西町との雇用協定書が締結されています。

所在地は川西町大字上小松地内で、資料4ページの黄色線で囲った部分が今回の申請地となります。田14筆23, 604㎡を計画地としております。5ページは土地利用計画図となります。事業費は●●●万円。資金計画については、金融機関の通帳残高で確認しております。

汚水、生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水については自然流下としています。造成は50cmの盛土で、擁壁により保護する計画であり、緑地についても計画されています。また、建物の高さを加減するなど周辺環境への十分な対策を予定されています。

以上、今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号1番について、令和元年7月17日に佐々木一宏委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、上小松地内にある田であり、第1種農地と判断されます。本申請は、申請人「三菱鉛筆株式会社」が、工場を整備するために地権者から農地を譲り受けて実施する農地転用です。

土地改良区との関わりについては、意見書及び排水同意書を土地改良区より取得しており、周辺農地への影響については、排水対策をはじめ、十分な対策を講じる計画がなされていることから、申請書の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第174号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

8ページをご覧ください。議第174号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を求める。

議長 大沼藤一

続きまして、川西町農業委員会会議規則第15条の規定により、担当課に別紙資料の説明をお願いします。

産業振興課農業企画主幹 佐藤賢一

議第174号1番について、資料の朗読により説明

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については、同意の意見を付しに川西町長に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第30回川西町農業委員会総会を閉会いたします。